自転車の交通反則通告制度

青切符により取締りされる違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった悪質・危険な違反であったときは取締りを行います。

●信号無視　反則金6,000円
●一時不停止　反則金5,000円
●右側通行　反則金6,000円
●携帯電話使用等（保持）　反則金12,000円
●遮断踏切立入り　反則金7,000円
●制動装置（ブレーキ）不良　反則金5,000円
※これらの違反は一例になります。

自転車運転者講習

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

自転車安全利用五則

～自転車で歩道を通行することができるのは～
●13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき
●自転車通行可の標識がある場合や車道を通行することが危険でやむを得ない場合　　等です。



幸平一家×トクリュウ

住吉会幸平一家特別対策本部の体制強化



警視庁は、本年1月15日、住吉会幸平一家に対する対策のため、刑事部暴力団対策課内に「住吉会幸平一家特別対策本部」を設置し、各種対策を推進してきましたが、幸平一家は、匿名・流動型犯罪グループを利用して各種犯罪に関与するなど、昨今の治安情勢に与える影響の大きさに鑑み、4月1日から、特別対策本部の長を副総監に格上げしました。警視庁は、特別対策本部を中心に関係所属と連携し、幸平一家に対する実体解明や検挙など、総合的な対策を推進していきます。

漫画とコラボした特殊詐欺対策広報啓発活動（東大和署のワタサバ漫画）

